

中間貯蔵施設の早急な整備等に関する要望

東日本大震災に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故から4年8月が経過いたしました。この間当町では、町民の理解と協力により40カ所の仮置場を確保し、年間追加被ばく線量1mSv以下にすることを目標に掲げ、住宅、公共施設、道路などの生活圏除染に、近隣市町に先駆け着手し、本年3月に完了いたしました。しかし、未だ町内すべての地域の除染完了には程遠い状況であります。

また、仮置場に保管している除去土壌等は、当初約束した3年間の期限を守ることができず、未だ搬出の見通しが立っていない中、仮置場の地権者はもとより、周辺地権者や耕作者、設置した町内会の皆様に対して、更なる保管延長をお願いせざるを得ない現状であります。

多くの町民は、一見すると以前の生活と何ら変わらないように見えますが、その現実には、目に見えない放射能による健康を憂い、風評被害に苦しみながら、日々を送っております。

つきましては、町民一人ひとりが安全に、そして安心して暮らすことができる生活環境を取り戻し、真の復興を実現するためにも、早急に中間貯蔵施設を整備し、町内から一刻も早く除去土壌等を搬出いただくとともに、汚染された土壌等がある限り、除染事業を継続するよう強く要望いたします。

記

- 1 中間貯蔵施設を早急に整備するとともに、除去土壌等を一刻も早く搬出すること。
- 2 原発事故に起因し飛散した放射性物質によって汚染された土壌等がある限り、除染事業を継続して実施すること。

- 3 除染作業により生じた除去土壌等の中間貯蔵施設への搬出及び仮置場の撤去に伴う作業にあたっては、町の要望を把握するとともに、実施する場合は十分考慮すること。